

IR2006-1

平時の軍事環境問題からの安全保障概念の再検討
—新横田基地公害訴訟を中心に—

林公則*・大島堅一**

2006年9月4日

Rethinking the Concept of Security

A Lawsuit over Noise Pollution from the Yokota Air Base

Kiminori Hayashi, Kenichi Oshima

4 September 2006

*一橋大学大学院経済学研究科博士課程

**立命館大学国際関係学部助教授

平時の軍事環境問題からの安全保障概念の再検討

—新横田基地公害訴訟を中心に—

林公則・大島堅一

目 次

- はじめに 平時の軍事環境問題の重大性
- I. 在日米軍基地における軍事環境問題
- II. 横田基地軍用機騒音問題
 - 1. これまでの騒音訴訟
 - 2. 高裁判決
 - 3. 安全保障政策との関連
- III. 安全保障概念の問い直し
- おわりに

はじめに 平時の軍事環境問題の重大性

「戦争は最大の環境破壊」と言われるように、軍事環境問題がもっとも激しく現れるのは戦場においてであり、軍事環境問題による深刻な被害が一般にも注目されるにいたる。だが、実際には戦場でなくとも、戦場さながらの深刻な環境問題が発生する地域がある。それは軍事基地周辺である。軍事活動は、究極的には人間や環境の破壊を目的としているため、平時においても深刻な被害を生じさせる。

平時の軍事環境問題が有する固有の性格は、以下の二点にまとめられる。

第一に、深刻な被害が日常的に生じる点である。軍事訓練は常に戦時を想定して行われるため、基本的には実践と訓練とで異なった兵器を使用しない。つまり、基地騒音問題に対応するために、実践では騒音の大きな軍用機を、訓練では騒音の小さな軍用機を使用するということはない。軍事環境問題は戦時に限らず、平時においても深刻な被害を生じさせている。また、訓練は戦争が生じていなくても行われるのであるから、平時の軍事環境問題は日常的な被害を生じさせる。戦争が生じなくても全面的に日常生活の中に軍事活動が入ってきており、それが人間や環境に深刻な影響を与えているのである（宇井他、2003）。

第二に、基地周辺住民が主な被害者となる点である。軍事活動による国家安全保障政策は、自国民を内・外的な脅威から守るために行われている。しかし、平時の軍事環境問題を見る限り、軍事活動による国家安全保障政策は、基地周辺住民の基本的な人権を侵害し、安全を脅かしている。

以上にあげた平時の軍事環境問題に固有の性格を考慮すると、軍事活動による国家安全

保障政策の問題点が浮き彫りになる。

戦時の軍事環境問題しか考慮されないのであれば、軍事環境問題を解決する手段として抑止論が正当化されかねない。なぜなら、「仮想敵国」の攻撃を抑止するために役立っているのであれば、どれほど巨大で高度になったとしても、国家安全保障の観点から軍事活動は正当化されてしまうからである。しかし、戦時でなくとも、軍事基地周辺では深刻な軍事環境問題が発生している。しかも、平時の軍事環境問題の被害者は、軍事活動による国家安全保障政策によって守られるとされている基地周辺住民である。このことは、多額の費用を割き、無制限に巨大化・高度化していく軍事活動による国家安全保障政策への強力な批判になりうる。これは、戦時の軍事環境問題からだけでは明らかにならない点である。

以上の理由から、本稿では、軍事基地周辺における環境問題、すなわち平時の軍事環境問題を取り扱う。

I. 在日米軍基地における軍事環境問題

軍事環境問題は、基本的に国家の主権が及ばない外国軍の基地が存在しているところで、その傾向が非常に顕著となる。日本は、米軍が外国におく基地の約 19%がおかれている特殊な国である²⁾。特に、独立国の首都圏に、外国軍の大規模な空軍基地、海軍基地、空母母港がおかれているのは日本の首都圏しかないといってもよく、世界的にも、いや世界史上きわめて特異な状況におかれた地域であるといつてよい。

日本は世界的にも特殊な軍事的地位をもった国であり、それゆえ、軍事環境問題の発生においても、軍事環境問題の一般的性格のほかに、日米の軍事関係に依存した特殊な性格があらわれる。これが、日本における軍事環境問題を一層複雑なものにしているのである。

日米の軍事関係は、敗戦後の 1951 年に締結された日米安全保障条約によって成立したが、特に「冷戦終結」後において、日米安保体制の意義を問い直す気運がある（都留、1996）。にもかかわらず、日米両政府は、日米安全保障体制を強化するために在日米軍再編を進めており、2005 年 10 月 29 日には「日米同盟：未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）を、2006 年 5 月 1 日には「再編実施のための日米のロードマップ」（いわゆる最終報告）を発表した。集団的自衛権行使の問題、在日米軍と自衛隊との協力関係の変容、米軍による自衛隊基地使用円滑化、自治体の頭越しの合意など、多くの問題が指摘されている（梅林、2006）。それらの問題とともに、在日米軍再編において軍事環境問題が重大な問題の一つとしてクローズ・アップされることになった。憲法九条や日米安全保障条約を脅かす大問題と並んで各地で軍事環境問題に対して反対運動が生じたことは、戦時だけではなく平時の軍事活動も深刻な環境破壊を引き起こし、基地周辺住民の生活を脅かしていることの証左である。

在日米軍再編で最も注目を集めた軍事環境問題は、普天間飛行場代替施設建設による自

然破壊であろう。地域住民や自然保護団体などの地道な反対運動が実り辺野古沖への移設を日本政府は見送った。しかしキャンプ・シュワブ沿岸への移設計画が最終報告で盛り込まれており、自然環境への影響が危惧されている。また在日米軍再編に伴い沖縄では嘉手納以南の 5 つの米軍基地が返還されるが、そこでは深刻な基地汚染が問題となるとみられる（林・大島、2006）。岩国基地には、厚木基地の空母艦載機と普天間飛行場の空中給油機とが移転する予定になっているが、騒音被害への懸念から反対運動が起こった。2006 年 3 月 12 日には、岩国市の住民投票で空母艦載機の移転案に対し投票者の 87%が反対を表明した。在日米軍再編とは直接関係ないものの、横須賀基地では原子力空母母港化による被爆の危険性を訴えて、市民団体による反対運動が繰り広げられている（原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会、2003）。

在日米軍再編において、日本政府は米国政府の軍事活動による国家安全保障政策を支持し、日米安全保障体制を維持するために平時の軍事環境問題を激化させようとしている。一方、基地周辺住民は、日米安全保障や抑止の名の下に、平時の軍事活動を無制限に拡大させてきた日本政府の政策の正当性を問うている。この対立が典型的な形で現れた事例が、横田基地軍用機騒音問題である。本稿では、横田基地軍用機騒音問題と新横田基地公害訴訟高裁判決との検討を通じて、軍事環境問題解決の観点から安全保障概念を再検討する。

II. 横田基地軍用機騒音問題

1. これまでの騒音訴訟

横田基地は、新宿副都心から西へ約 30 キロメートルの場所にある米軍基地で、福生市、昭島市、羽村市、立川市、武蔵村山市、瑞穂町の 5 市 1 町にまたがっている。外国軍の基地が首都にあるという点で、横田基地は特異な存在である。

人口密集地に基地があるため、1945 年の米軍による接收以来、米軍機の騒音による周辺住民への被害が絶えない。横田基地を離着陸する米軍機による騒音被害を受けている住民は、東京都、埼玉県の 11 市 1 町、約 11 万人に及ぶ³⁾。離発着の飛行コースの直下に存在する昭島市や瑞穂町での被害は特に深刻である（表 1、図 1）。

表 1. 横田基地騒音測定地点の騒音値（2004 年）

◎昭島市役所	76W	⑤西砂小学校	68W
◎瑞穂町農畜産物直売所	84W	⑥堀向自治会集会所	79W
◎福生第二中学校	61W	⑦中神小学校	66W
◎武蔵村山市第二老人福祉館	61W	⑧石川市民センター	74W
①事業所（C）	78W	⑨新都市建設公社	70W
②瑞穂町長岡会館	63W	⑩大和田市民センター	60W

③羽村第二中学校	66W	⑪滝合小学校	70W
④福生第五小学校	64W	⑫東京都立大学	65W

出所) 東京都環境局 (2006) を基に筆者作成。

注 1) ③の測定地点は年間平均実測値で、①～⑫の測定地点は二週間の測定値を環境省通知の方法により換算された年間推定値で表示されている。

注 2) 表の W とは、WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 加重等価継続感覚騒音レベル) の略である。WECPNL とは、日本の環境基準に採用された航空機騒音の指数であり、航空機の騒音レベルに加え、観測された一日当りの騒音回数に発生時間帯別による重みづけを加味したものである。「うるささ指数」とも呼ばれる。ただし、①飛行回数の増加による被害が過小に評価される、②低周波音を考慮していないといった点から、W 値が被害を反映しきれていない面がある。

注 3) 斜体字は、環境基準 (70W) 超過を示す (もっぱら住居の用に供される地域に位置しない新都市建設公社のみ環境基準は 75W)。ただし、環境基準を達成しているからといって、騒音の被害がないわけではない。たとえば、武蔵村山市立第二老人福祉館では、79 デシベルの騒音が毎日 7 回生じるような状況にあるが、61W に過ぎず、環境基準に遠く及ばない。70 から 80 デシベルの騒音といえ、電話のベルや電車内の音に匹敵する騒音であり、テレビ、ラジオ、電話が聞こえないといった実質的な被害が出る。早朝・深夜に軍用機が飛行しようものなら、たとえ 1 回だったとしても安眠が妨げられ、生活に支障が出る。W 値のみで騒音被害を把握しようとしている点、環境基準を 70W に設定している点などで、騒音の環境基準には問題がある。

横田基地の南端で米軍機の飛行コース直下にあった昭島市堀向地区は、都営住宅、社宅、商店街など約 800 世帯が居住する町であった。しかし、窓ガラスが割れるほどだったというベトナム戦争時の激烈な騒音により、1968 年には社宅の 220 世帯が集団移転し、1974 年には残りの都営住宅、商店など 570 世帯が移転した。騒音被害は、睡眠妨害、精神的情緒的被害、電話や会話の中断などによる日常生活妨害、難聴や耳鳴りなどの身体的被害にわたると言われている。堀向地区の事態は、軍用機騒音によるそれらの被害によって町が完全に崩壊させられたという最も深刻な被害の一例である。堀向地区は、現在では灌木・緑地帯となっており、町があった当時の面影はまったくない。ベトナム戦争時に比べれば騒音被害は軽減したとはいえ、昭島市の拝島第二小学校では 2005 年に年 9,345 回 75 デシベル以上の騒音が計測されている (25.6 回/日、W 値は 84)。また 2005 年で 43 回、110 デシベルを越す騒音が記録されている⁴⁾ (昭島市企画部基地・渉外担当、2006)。騒音被害のほかにも、軍用機の墜落や軍用機からの落下物の危険性による精神的な被害、健全な町づくりの妨害といった被害を横田基地周辺住民は現在も受け続けている。

図 1. 横田基地騒音測定地点図



出所) 東京都環境局 (2006)

注) 図中の測定地点の番号は、表 1 の番号と対応している。

上記のような騒音被害を耐え忍んでいた住民が訴訟を起こしたのは、1976年になる。この訴訟は旧横田基地公害訴訟と呼ばれている。1994年までの18年間、周辺住民約700人を原告として、「爆音のない静かな夜を返せ」というスローガンの下、夜間飛行差し止めと損害賠償とを日本政府に求める訴訟が行われた。訴訟の判決では、過去分の損害賠償は認められたが、夜間飛行差し止めと将来分の損害賠償とは認められなかった。夜間飛行差し止めが判決に盛り込まれなかったものの、この訴訟が日本政府を動かし、努力規定に過ぎないが、午後10時から翌日午前6時までの一切の飛行活動を禁止するという合意事項が日米合同委員会で確認されることとなった。

しかし横田基地公害訴訟の判決後も騒音被害が続いたため、周辺住民は再度訴訟を起こさざるをえなかった。1996年、新横田基地公害訴訟が提訴された。この訴訟の原告は約6,000人にもものぼり、過去の裁判史上に例をみない規模であった。新横田基地公害訴訟では日本国政府のほかに米国政府を相手取って提訴したが、外国の主権的行為には裁判権が及ばないとして、米国政府に対する差し止め請求を裁判所は却下した（榎本・加藤、1997）。

新横田基地公害訴訟の対日本政府訴訟に関しては、2002年5月30日に東京地裁八王子支部で判決が下され、日本政府に約24億円の過去分の損害賠償の支払いが命じられた。この地裁判決を原告、被告とも控訴したため、新横田基地公害訴訟は高裁で争われることになった。この高裁判決で画期的な内容がいくつか盛り込まれることとなった。次節でこの点について詳しく述べる。なお、表2に2006年7月現在までの横田基地公害訴訟の大まかな流れを示しておく⁵⁾。

表 2. 横田基地公害訴訟判決一覧

判決名	年月日	差止請求	損害賠償額（月）	将来請求
旧1・2次訴訟地裁判決	1981.7.13	却下	85W未満1,000円、90-95W5,000円	棄却
旧1・2次訴訟高裁判決	1987.7.15	棄却	75-80W2,500円、95-100W15,000円	却下
旧3次訴訟地裁判決	1989.3.15	却下	75-80W3,000円、90W超1,200円	却下
旧1・2次訴訟最高裁判決	1993.2.25	上告棄却	原審どおり	上告棄却
旧3次訴訟高裁判決	1994.3.30	控訴棄却	75-80W3,000円、旧95W17,000円	控訴棄却
新対米訴訟地裁判決	1997.3.14	却下	—	—
新対米訴訟高裁判決	1998.12.25	控訴棄却	—	—
新対米訴訟最高裁判決	2002.4.12	上告棄却	—	—
新対国訴訟地裁判決	2002.5.30	棄却	75-80W3,000円、90W超12,000円	却下
新対国訴訟高裁判決	2005.11.30	棄却	同上	部分容認

出所)新横田基地公害訴訟団の資料をもとに筆者作成。

注1)損害賠償額では最高額と最低額のみを表記しているが、両者の間にはW値に応じた賠償額が設定されている。

2. 高裁判決

約 6,000 人の大型訴訟であったため情報処理に時間を要し、2004 年 12 月 8 日の口頭弁論終結日から判決が下されるまでほぼ 1 年を要した。判決日は 2005 年 11 月 30 日であった。夜間飛行差し止めと損害賠償とに焦点を絞って、高裁判決の意義について述べる⁶⁾。

夜間飛行差し止めは、米軍基地内には日本政府の権限が及ばないとして、棄却された。原告は午後 9 時から翌日午前 7 時までの夜間飛行差し止めを要求していた。差し止めといっても、米軍機の飛行を完全に禁止するように要求しているわけではない。騒音被害は夜間に限られないにもかかわらず、訴訟では夜間飛行差し止めのみの要求しかしていない。騒音被害に苦しみながらも米軍基地の存在意義は認めるという「共存の論理」で原告が訴訟に望んでいるにもかかわらず⁷⁾、司法はその要求すら認めなかった。

損害賠償は、将来分と過去分とで判断がわかれた。通常、騒音被害裁判の場合、口頭弁論終結日までに発生した被害に対してしか、損害賠償は認められてこなかった。本稿では、口頭弁論終結日までに発生した被害への損害賠償を「過去分」と呼び、それ以降に発生するとみられる被害への損害賠償を「将来分」と呼ぶ。

過去分の損害賠償は従来どおり認められた。損害賠償の総額は約 32 億 5,000 万円である。将来分の損害賠償は、従来と異なり、一部認められた。高裁判決においては、口頭弁論終結日から判決日までの間に騒音被害が特段変化したとはみられないという理由で、損害賠償が判決日まで支払われることになった。民法第 724 条により、提訴日から 3 年以上さかのぼって過去分の損害賠償を求めることはできない。そのため、原告らが損害賠償を切れ間なく求めようとするなら、口頭弁論終結日から 3 年以内に再度提訴しなければならない。すでに米軍機による騒音が違法であると最高裁判所で認められているにもかかわらず、日本政府は被害者にこのような負担を課している。このような事情を汲み、高裁判決では、将来分として損害賠償の期間を判決日まで延ばす措置がとられた。部分的であるが初めて将来分の損害賠償を認めた点で高裁判決は画期的である。

同じ地域に居住していれば、騒音はほぼ等しい程度で生じる。騒音にさらされている地域の全員が被害者であるにもかかわらず、損害を賠償されるのは、訴訟に参加した被害者だけである。この点は重大な問題である。日本政府は本来支払うべき費用を被害者に支払っていない。横田基地による騒音の被害者は約 11 万人に及ぶが、そのほとんどが補償を受けていない。しかも補償を受けるためには、現状では訴訟を繰り返し起こすしか被害者には手段がない。このような状況に対して、江見裁判長が高裁判決文の「おわりに」で注目すべき発言をしているので、これを引用する（江見、2005）。

「国の防衛のために基地を提供する政策が国民大多数の支持に基づくもので、近隣国による軍備の増強等による脅威の下では、現下においてこれを終結する選択肢がないとしても、このことは、当然には、基地の騒音等による被害を近隣住民に耐え忍ばせることを正当化するものではない。いわゆる横田基地の騒音についても、最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償の

ための制度する未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる
事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観
点からも、怠慢の誹りを免れない。

…（中略）…本件は、国の存立の基本となる国防に関する論点を含み、中心的な法的論点
については、既に最高裁判所の判断が示されていることを考慮すると、住民の提訴する訴
訟によるまでもないように、国による適切な措置が講じられるべき時期を迎えているので
はあるまいか。」

高裁判決の意義は、以下の二点にまとめられる。第一に、軍事活動に基づく安全保障が不
可欠なものだとしても、それが原因で住民が被害を受けるのであれば、それを補償するの
は当然であることを指摘した。米軍機の夜間差し止めができないのであれば、損害賠償費
用を誰が負担するかは別として、訴訟によらなくても被害者全員が補償を受けられるよう
に、行政的な救済制度を日本政府は創設する必要がある。これは短期的な目標として重要
である。第二に、裁判長が意図したかしなかったかにかかわらず、憲法九条の精神に反し
て日本政府が進めてきた軍事活動による国家安全保障政策に対して、騒音被害の実態から
一石を投じた。このことは、高裁判決の最大の意義であったと言えるだろう。

3. 安全保障政策との関連

横田基地では旧訴訟の提訴から約 30 年経つが、差し止めが認められず騒音被害が解消し
ていない上、被害者の要求に沿うような補償がなされていない。基地周辺住民が未だに騒
音被害に苦しんでいるにもかかわらず、地元の意向を事前に十分にきくことなしに、騒音
被害を悪化させる可能性のある在日米軍再編に伴う軍軍共用化を日本政府は決定した⁸⁾。

横田基地周辺自治体である福生市の野澤久人市長は、2006 年 3 月 29 日に内閣総理大臣
や防衛庁長官ら宛に在日米軍再編に関する要請書を送付した。その中で、日本政府の安全
保障政策に対して、福生市長は以下のように述べている。「福生市は、日米安全保障条約に
基づく横田基地の運用について、さまざまな問題を抱えつつも協力していた。それは、基
地はないことが望ましいが、国策として存在する以上やむをえないものとし、ただし、基
地が存在することにより、福生市民が受けている迷惑については、国及び国民による十
分な配慮が必要であるとの基本的な考えによる」。ここから、日米安全保障体制を前提とし
たため、軍軍共用化を福生市長が容認したことがわかる。しかし、横田基地軍用機騒音問
題をはじめとする軍事環境問題を検討する限り、軍事活動による国家安全保障政策を無批
判に前提とすることに対して疑問を持たざるをえない。

横田基地軍用機騒音問題から、以下の二点を指摘できる。第一に、これまで「聖域」とさ
れてきた平時の軍事環境問題が、重大な問題として提起されるようになった。横田基地軍
用機騒音問題の発生当初には、基地周辺住民は国家の安全保障のために被害を受忍すべき
だと一般に考えられていた。差し止めや被害の補償を求めて基地周辺住民が提訴するには、
相当の勇気を必要としたのである。このような状況下では、平時の軍事環境問題の深刻さ

が表面化することは少なかったが、高裁判決から明らかなように、ごく最近になって平時の軍事環境問題が解決すべき重大な問題としてとりあげられるようになった。これは、訴訟とこれまでの地道な運動の成果である。第二に、安全保障が国家だけの問題とはいえなくなった。福生市長の発言からは、国家安全保障が基地周辺住民の安全保障に優先するような印象を受ける。一方、高裁判決からは、基地周辺住民の安全保障を確保できない国家安全保障を認めないという姿勢を読みとれる。

被害が現れにくいと徐々に蓄積されていく基地汚染と異なり（林、2006）、蓄積されない反面で軍用機騒音は被害が現れやすい。被害が明らかである軍用機騒音問題でさえ、軍事活動による国家安全保障が優先されるあまり、基地周辺住民の反対意見が十分に考慮されず、深刻な環境破壊が引き起こされている。被害が顕在化しにくい平時の軍事環境問題では、状況はより悪い。軍用機騒音問題は、戦時の環境破壊を含め、被害が明らかになったときには取り返しがつかなくなっているタイプの軍事環境問題の危険に対する警鐘である。このことを考えれば、横田基地軍用機騒音問題を解決することはもちろん、より大きな視点にたって、横田基地軍用機騒音問題から安全保障のあり方を問い直す必要がある。約 11 万人もの基地周辺住民に深刻な騒音被害を及ぼすような、すなわち極めて環境破壊的な軍事活動によらない新しい安全保障のあり方が必要とされている。

III. 安全保障概念の問い直し

騒音や汚染をはじめ、多発する自然災害、生態系の崩壊、自然資源の枯渇は人間の安全を脅かす。しかし、軍事活動による国家安全保障はそれらの問題に対処できない。このような現状を見る限り、冷戦時代に生じた軍事活動による国家安全保障という伝統的な安全保障概念は現代において組みかえられる必要がある。

第一に、安全保障の内容を、軍事的な脅威から非軍事的な脅威（資源の枯渇、気候変動などの環境問題）も含むものへと拡張する必要がある。なぜなら、冷戦時代とは異なり現代においては、国家間の戦争（もしくは国内の紛争）によって基本的人権が侵害される危険性よりも、環境破壊などによって基本的人権が侵害される危険性が大きくなっているからである。また、環境問題をはじめとする非軍事的な脅威が戦争や紛争の原因となることが多くなってきた。軍事的な脅威を軽減すること以上に、非軍事的な脅威を軽減するための施策が安全保障政策で重要になっている。

第二に、安全保障の範囲を、国家から人間（集団および個人）も含むものへと拡張する必要がある。たとえば、気候変動のような地球環境問題では、国家より大きな集団の安全保障が焦点となっているし、騒音問題では、個人の安全保障が焦点となっている。非軍事的な脅威の軽減が重要となっているのであるから、軍事的な脅威の軽減で主な対象とされていた国家だけでなく、人間にも焦点を合わせた安全保障概念が必要である。

「冷戦終結」後の現代においては、軍事活動と環境保全、国家と人間という二つの軸から安全保障概念を組みかえ、軍事活動による国家安全保障（Military National Security）から環境保全による人間の安全保障（Environmental Human Security）へと進んでいかなければならない（Page、2002）。

ただし、新しい安全保障を模索する上で有意義であるものの、環境保全による人間の安全保障という概念が重要な点を見落としている点には注意を払う必要がある。すなわち、この概念は、軍事活動が環境に及ぼす深刻な影響を正面から受け止めていない。しかし、横田基地軍用機騒音問題や大島（2004）やレンナー（1991）を見る限り、軍事活動は最も環境を破壊し、資源を浪費する活動であるのだから⁹⁾、それを安全保障論の考察外にすることは許されない。軍事活動と環境保全とは基本的に両立しえないとの認識に基づいて、私たちは、軍事活動をできる限り縮小した上で、環境保全による人間の安全保障を目指す必要がある。「防衛整備」から「環境整備」へ資金を回すべきという都留（2006）の指摘は、このことをまさに示している。

おわりに

横田基地軍用機騒音問題から明らかなように、軍事活動は、平時においても深刻な軍事環境問題を生じさせ、基地周辺住民の安全を脅かしている。加えて、各地での環境破壊や資源浪費を通じて、人間社会全体の安全をも脅かしている。国家安全保障や抑止といった名目によって軍事活動に多額の資金が供給されてきたが、軍事活動による国家安全保障がもはや「公共性」を有しないことは明らかである。

日米安全保障条約やそれに基づく日米地位協定は、軍事活動による国家安全保障を目指すゆえに必要とされている。しかし、在日米軍再編をめぐって各地で起こった平時の軍事環境問題に対する反対運動から明らかなように、軍事基地の存在によって被害を受けている周辺住民の最低限の要求すら踏みにじるような軍事活動による国家安全保障は、環境を破壊するし、地元の理解も得られない。伝統的な安全保障概念を環境保全の立場から問い直した上で、日本における軍事環境問題を複雑で深刻にしている日米安全保障体制の是非を改めて問うことがいま必要とされている。

（林公則，一橋大学大学院経済学研究科博士課程）

（大島堅一，立命館大学国際関係学部助教授）

注

- 1) 軍事活動によって引き起こされる様々な環境問題を本稿では軍事環境問題とよぶ。軍事環境問題は、産業公害などの環境問題とは相対的に区別される独自の特徴をもっている。詳細については、大島・林ほか（2003）を参照されたい。
- 2) 2004年9月30日現在の基地面積データを使用。Office of the Deputy under

Secretary of Defense (2005) より算出。

- 3) 東京防衛施設局の情報によれば (航空機騒音度調査の結果、<http://www.dfaa.go.jp/tokyo/index2.htm>) (2006年5月31日参照)、1977年に作成されたコンター (騒音の等音線) では、75W以上の地域には約47,100世帯が居住している。この世帯数に2006年5月1日現在の横田基地周辺5市1町の平均一世帯あたり人員 (2.35) を掛け合わせて、被害住民数を推定した。平成2005年10月20日に告示された新コンターでは、75Wの地域が狭められたため、75W以上の地域に居住している世帯数は約20,800とされている。新コンターにおける被害世帯数を利用するならば、推定被害住民数は約5万人となる。
- 4) 110デシベルの騒音は、自動車の警笛前方2メートル地点の音に匹敵するものである。90デシベルの騒音から血圧の上昇、消化の悪化、気分のイライラといった健康被害が生じるといわれている。
- 5) なお、横田基地では、新横田基地公害訴訟とは別に「横田基地差し止め訴訟」が提訴されている。1994年12月12日に提訴され、2003年5月13日に地裁判決が出ている。2006年7月現在、高裁で係争中である。
- 6) 高裁判決では、受忍限度、危険への接近、防音工事、コンター引きなおしについても触れられていた。
- 7) 「共存の論理」については、宮本 (1989) を参照されたい。
- 8) なお、横田基地では軍軍共用化とともに軍民共用化も問題になっている。東京都の石原都知事が積極的に推進しようとしているが、軍用機騒音の被害者を中心に反対運動が起きている。
- 9) レンナー (1991) によれば、F16ジェット戦闘機は一時間足らずの演習一回だけで、米国の平均的なドライバーが一年間に消費するガソリンの二倍に匹敵するエネルギーを浪費する。

文献

- 1) 昭島市企画部基地・渉外担当『平成17年 横田基地航空機騒音調査結果』、昭島市 (2006)、pp.1-23。
- 2) Edward Page (Edited by Edward A. page・Michael Redclift) “Human security and the environment”, *Human Security and the Environment*, Edward Elgar, (2002), pp.27-44.
- 3) 江見弘武『新横田基地公害訴訟控訴審判決文』、東京高等裁判所 (2005)、pp.44-45。
- 4) 榎本信行・加藤健次 (淡路剛久・寺西俊一編) 「基地騒音公害と外国政府の責任」、『公害環境法理論の新たな展開』、日本評論社、pp.241-252。
- 5) 原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会『危険な原子力空母の母港を止めよう』、原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会 (2003)、pp.1-53。
- 6) 林公則「米国内基地における汚染除去プログラム」『人間と環境』、32 (2)、日本環境学会 (2006)、pp.105-109。
- 7) 林公則・大島堅一 (寺西俊一・大島堅一・井上真編) 「環境から軍事を問い直す」『地球環境保全への途ーアジアからのメッセージ』、有斐閣 (2006) pp.307-325。
- 8) ミカエル・レンナー (レスター・R・ブラウン編著、加藤三郎監訳) 「軍事活動による環境破壊」『地球白書1991-1992』、ダイヤモンド社 (1991)、pp.219-251。
- 9) 宮本憲一『環境経済学』、岩波書店 (1989)、pp.261-265。
- 10) Office of the Deputy under Secretary of Defense, *Base Structure Report Fiscal Year 2005 Baseline*, Department of Defense (2005), pp.1-177.

- 11) 大島堅一（佐藤誠・安藤次男編）「安全保障と環境問題」『人間の安全保障』、東信堂（2004）、pp.103-123。
- 12) 大島堅一・除本理史・谷洋一・千暎娥・林公則・羅星仁（日本環境会議・「アジア環境白書」編集委員会編）「軍事活動と環境問題：「平和と環境保全の世紀」をめざして」『アジア環境白書 2003/04』、東洋経済新報社（2003）、pp.17-55。
- 13) 東京都環境局『平成 16 年度航空機騒音調査結果報告書』東京都（2006）、pp.1-110。
- 14) 都留重人『日米安保解消への道』、岩波書店（1996）、pp.1-210。
- 15) 都留重人『市場には心がない』、岩波書店（2006）pp.150-156。
- 16) 宇井純・大島堅一・原田正純・宮本憲一・除本理史・寺西俊一「軍事と環境」『環境と公害』、32（4）、岩波書店（2003）、pp.14-21。
- 17) 梅林宏道『米軍再編 その狙いとは』、岩波ブックレット No.676、岩波書店（2006）、pp.33-41。

Rethinking the Concept of Security -A Lawsuit over Noise Pollution from the Yokota Air Base-

平時の軍事環境問題には、①深刻な被害が日常的に生じる、②基地周辺住民が主な被害者となるという固有の性格がある。これらの点を考慮すると、軍事活動による国家安全保障政策の問題点が浮き彫りになる。本稿では、横田基地軍用機騒音問題と新横田基地公害訴訟高裁判決とを具体的な検討対象として、軍事環境問題解決の観点から安全保障概念を再検討している。

本稿で明らかになった点は以下の通りである。

第一に、横田基地周辺では、度重なる周辺住民の勝訴にもかかわらず、深刻な軍用機騒音被害が続いている。第二に、2005年11月30日の高裁判決で、軍用機騒音被害に対する行政的な救済制度の必要性と軍事活動による国家安全保障政策の問題点が指摘された。第三に、冷戦時代に生じた軍事活動による国家安全保障という伝統的な安全保障概念は、安全保障の内容と範囲の点から、組みかえられる必要がある。軍事活動をできる限り縮小した上で、「環境保全による人間の安全保障」が目指される必要がある。

(HAYASHI, Kiminori, Graduate School of Economics, Hitotsubashi University)

(OSHIMA, Ken'ichi, Associate professor, College of International Relations,
Ritsumeikan University)